

PiO PARK（ピオパーク）イベント利用規約

令和4年10月1日施行

産協羽発第1号

第1条（目的）

1. PiO PARK（東京都大田区羽田空港一丁目1番4号 羽田イノベーションシティ ZONE K201～206、以下「本施設」といいます。）は、海外主要都市と各国内空港の結節点である羽田空港の地の利を生かし、本施設の利用を促進し、円滑に運営することで、国内外の様々な産業分野のトップランナーや新興企業と区内企業との交流を支援します。このことにより、新たなサプライチェーンや高度技術連携を構築し、イノベーションの創出と区内産業の更なる国際化を目指すことを目的とします。
2. 本施設には、イベント、コワーキング、ショーケーシングの3つの利用方法があり、本規約は、公益財団法人大田区産業振興協会（以下「協会」といいます。）が運営するPiO PARKの設置及び運営に関する必要事項を定めたPiO PARKの設置及び運営に関する要綱第6条に基づき、本施設のイベント利用について定めるものです。

第2条（営業時間及び休館日）

1. 本施設の営業時間は、原則として平日及び土曜日の午前9時から午後7時までです。日曜日・祝日又は平日・土曜日の営業時間外（最長午後9時まで）の利用を希望する場合は、事前に協会へご相談ください。
2. 休館日は、日曜日及び祝日、ならびに年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）とします。
3. 前項のほか、施設や設備の保守点検、感染症対策等により臨時休館となる場合があります。
4. 営業時間及び休館日については、運営上の必要により変更されることがあります。

第3条（イベント利用の申し込み）

1. イベント利用を希望する方は、本規約に同意のうえ、PiO PARK ホームページに掲載するWEB申請フォームから、協会宛にお申し込みください。申し込みは、利用希望日の1年前の応当月の初日から、利用希望日の1か月前の同日までの期間内に行ってください。同日が存在しない場合は、その前日までとします。
2. 本規約において「利用者」とは、前項に基づきイベント利用の申し込みを行い、協会がこれを承諾した方をいいます。ただし、18歳未満の方は、保護者の同意が必要です。
3. 協会は、本施設の目的や利用状況、その他必要と認める理由により、申し込みを承諾しない場合があります。
4. 協会は、WEB申請フォームに記載された内容を審査のうえ、申し込み受付日の翌日から起算して10営業日以内に、利用条件等を付したうえで、申し込みの可否をメールにて通知します。

第4条（利用料金及び支払方法）

1. 利用者は、本施設の利用にあたり、別表1に定める利用料金を負担するものとします。
2. イベント利用が可能なスペースは、「イベントスペース」とイベントスペースを拡大した「イベントスペースプレミアム」の2種類とし、各スペースの区分は別図1のとおりです。
3. イベント利用は5時間から可能です。これを超える場合は、1時間単位で延長することができ、延長料金は別表1に定める額を適用します。なお、1時間に満たない時間については、1時間に切り上げて計算します。
4. 利用時間には、準備、後片付け、確認等の時間をすべて含みます。
5. 協会が特別に認めた場合に限り、平日及び土曜日の営業時間外（最長午後9時まで）の利用が可能です。この場合、時間外利用分の料金は、別表1に定める料金に25%を加算します。
6. 協会が特別に認めた場合に限り、日曜日及び祝日の利用が可能です。この場合、料金は別表1に定める料金に50%を加算します。
7. イベント利用のキャンセル（延期を含む）の場合、以下のとおりキャンセル料が発生します。
 - (1) 利用日の30日前から8日前まで：利用料金の50%
 - (2) 利用日の7日前から当日まで：利用料金の100%
8. 一度支払われた利用料金は、協会が特別に認める場合を除き、返金いたしません。
9. コワーキング月額プランを2か月以上継続してご利用いただいている方は、別表1に定める利用料金の半額でご利用いただけます。
10. イベント利用料金の減免は、以下のとおりとします。
 - (1) 協会又は大田区が主催又は共催するイベントの場合：利用料金を免除します。
 - (2) 協会又は大田区が後援するイベントの場合：利用料金を50%減額します。
11. 利用料金の支払いは、別表2に定めるクレジットカード、電子マネー又はQRコード決済による前払いとし、現金での支払いはできません。支払いは、利用開始時に受付に行ってください。

第5条 (Wi-Fiの利用)

利用者は、本施設に設置されたWi-Fiを利用することができます。ただし、当該Wi-Fiの利用に関連して通信障害が発生した場合、又は情報漏洩その他の理由により利用者に損害が生じた場合であっても、協会は一切の責任を負わないものとします。

第6条 (特別会議スペースの利用)

1. 会議・打合せ・イベント等に使用できる特別会議スペース（K206号室）（別図1）を、1時間以上15分単位で占有利用することができます。
2. 特別会議スペースのキャンセル料は以下のとおりです。
 - (1) 利用日の7日前から4日前まで：利用料金の50%
 - (2) 利用日の3日前から当日まで：利用料金の100%

3. 第4条第10項に定めるイベント料金の減免は、特別会議スペースの利用についても適用するものとします。
4. 特別会議スペースの利用については、PiO PARKのホームページ上に設置されたWEB申請フォームより申し込みをしてください。申し込みは、原則として利用希望日の6か月前の月初から利用希望日の3営業日前までに完了してください。利用の可否はメール返信にて通知します。それ以降の申し込みは電話にて受け付けるものとします。
5. 特別会議スペースの利用料金の支払いについては、第4条第11項の定めに従うものとします。

第7条（施設利用上の留意事項）

1. 利用者は、本規約及び協会の定める諸規則を遵守し、協会職員及び受付スタッフの指示に従うものとします。
2. イベントで利用するスペース以外の場所においては、コワーキング利用があります。コワーキング利用者の迷惑とならないようご協力をお願いいたします。
3. 本施設内での飲食は、原則として軽食のみ可能とします。軽食以外の飲食については、事前に協会と協議の上、認められた場合に限り可能とします。臭いの強いものなど他の利用者に迷惑となる可能性のある食事は禁止します。
4. 飲酒は原則禁止です。
5. 本施設において、物品を販売することはできません。
6. イベント開催に伴い発生したごみは、主催者がすべて持ち帰ってください
7. 本施設内における利用者の所持品の管理は、すべて利用者自身の責任において行うものとし、施設内で発生した盗難、紛失、事故等について、協会は一切の責任を負わないものとします。
8. 協会が、他の利用者に迷惑にあたる判断した場合は、入館をお断りすることや、退館していただく場合があります。
9. 本施設内の備品や展示物を破損・紛失した場合は、弁償いただきます。
10. 本施設に残置された物品については利用者が所有権を放棄したものとみなし、協会の判断により、利用者の費用負担にて返送又は廃棄します。
11. 利用終了後は利用者の責任において、利用前の状態まで原状回復を行ってください。
12. イベント（オンラインイベントを含む）の開催・配信にあたり、以下の事項を遵守してください。
 - （1）開催者・配信者は、常に細心の注意を払い、イベントを実施してください。また、他者の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、又はその恐れがある行為を行ってはなりません。
 - （2）イベントを通じて取得した個人情報、企業や団体の機密情報については、当該本人又は団体の同意なく第三者に提供してはなりません。
13. 協会は、イベントの利用に起因して発生した損害やトラブルについて、一切の責任を負いません。本施設内の備え付け機器の利用による損害やトラブルについても同様です。

14. 本規約に違反する行為が確認された場合、協会の判断により、直ちに、又はその後の本施設の利用をお断りする場合があります。

第8条（遅延損害金）

利用者が本規約に基づく金銭債務についてその履行を遅滞し、協会の督促にもかかわらず支払いを行わず、その遅滞が30日を超えた場合には、当該債務の遅延期間中について、年率10.95%の割合による遅延損害金を協会に支払うものとします。

第9条（損害賠償）

利用者の故意又は過失によって大田区、協会、又は他の利用者等に損害が生じた場合、当該利用者はこれにより生じた一切の損害を賠償するものとします。

第10条（利用の制限）

1. 協会は、施設の運営上の理由から、事前告知の上、本施設の全部又は一部の利用を制限することがあります。
2. 前項にかかわらず、協会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に告知することなく、本施設の全部又は一部の利用を制限することができるものとします。
 - (1) 設備の保守、点検、修理等を行う緊急の必要が生じた場合
 - (2) 火災、停電その他の事故によりサービスの提供が困難となった場合
 - (3) 天変地異、テロ等の不可抗力によりサービスの提供が困難となった場合
 - (4) その他、協会がやむを得ないと判断する事由が生じた場合

第11条（免責事項）

協会は、次に掲げる各号の事由により利用者が生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

- (1) 利用者の所持品の盗難又は紛失により生じた損害
- (2) 本施設における情報漏洩により生じた損害
- (3) 地震・水害等の天変地異や火災、暴動等の不可抗力による災害、停電、盗難、ITインフラ等通信設備を含む各種設備の不調・故障及び偶発事故、その他協会の責めに帰すことのできない事由により生じた損害
- (4) 第9条に基づく施設の利用制限により生じた損害
- (5) 他の利用者や第三者の行為に起因して生じた損害

第12条（禁止行為）

利用者が以下の禁止行為を行った場合、協会は当該利用者の本施設の利用を制限することができるものとし、また当該行為により協会に損害が生じた場合には、利用者はその損害を賠償する責任を負うものとします。

- (1) 本建物内での喫煙（喫煙は、羽田イノベーションシティ所定の喫煙コーナーをご利用ください。）
- (2) 協会の許可なく看板、ポスター等の広告物を貼る等の行為
- (3) 危険物の使用や持込み
- (4) 他の利用者の迷惑となるような、音声・音響・振動・臭気等を発する行為、又はそれらの物品の持込み
- (5) 他の利用者や職員・スタッフに対する暴力行為、又はその恐れが強い行為

- (6) 大声、暴言、脅迫的な言動により、他の利用者に迷惑を及ぼす、あるいは職員・スタッフの業務を妨げる行為
- (7) 申し込み時の情報や提出書類の虚偽記載
- (8) 利用料金等の未払い
- (9) 故意又は重大な過失により、本施設又は対象スペースを毀損する行為
- (10) 利用者が有する権利を、第三者に譲渡、貸与、その他処分する行為
- (11) 動物の飼育や持込み（協会が許可した盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く）
- (12) 著しく協会の信用を失墜する行為
- (13) 公益を害する恐れがあると協会が認めた行為
- (14) その他、協会が禁止すべきと判断する行為

第13条（利用をお断りするイベント）

次のいずれかに該当する場合、イベント利用はできません。

- (1) 政治的又は宗教的な活動を目的とする場合
- (2) 趣味・文化活動などの同好会的活動を目的とする場合
- (3) 同窓会活動を目的とする場合
- (4) 他の利用者に不都合や支障を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (5) 本施設の管理又は運営上、支障があると認められる場合
- (6) PiO PARK の設置及び運営に関する要綱に定める目的以外での利用である場合
- (7) その他、協会が利用目的や内容が本施設の目的に合わない判断した場合

第14条（利用を拒否する団体及び者）

協会は、次のいずれかに該当する団体又はそれに関連する者に対し、本施設の利用を拒否することができるものとします。

- (1) 法令に反する事業を行う者、又は反する恐れのある事業を行う者
- (2) 風俗関連営業、マルチ商法、賭博、その他公序良俗に反する事業を行う者
- (3) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に定めるハイリスク取引を行う者
- (4) 暴力団その他反社会的勢力関係者、又はこれらと関係する事業を行う者
- (5) その他、協会が本施設の利用者として不相当と認める者や団体

第15条（利用者情報の取扱い）

1. 協会による利用者情報の取扱いについては、関係法令及び協会が定める個人情報保護方針に従うものとし、利用者は、協会が当該方針に基づき自身の情報を取り扱うことに同意するものとします。
2. 利用者は、協会が利用者情報について、以下に定める範囲内で取扱うこと（第三者への提供を含みます。）に同意するものとします。
 - (1) 利用者情報を、個人が特定されない統計的情報として、協会の裁量により利用及び公開すること
 - (2) 本施設の円滑な運営を目的とし、必要最小限の範囲で大田区に提示すること
 - (3) 公的機関等からの正当な要請に基づき、当該利用者情報を開示すること

第16条（HANEDA×PiO テナント企業の利用）

HANEDA×PiO のテナント企業による PiO PARK のイベント利用に関する条件については、別途定めるものとします。

第 17 条（準拠法及び管轄裁判所）

本規約の解釈及び適用については、特段の定めがない限り、日本国の法令を準拠法とします。また、本規約に関連して紛争が生じた場合には、訴額に応じて東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 18 条（規約外事項）

本規約に定めのない事項及び施設の管理運営上必要な事項については、協会がこれを定めるものとします。

第 19 条（規約の改定及び効力）

協会は、本規約及び本施設の運営に関する事項を改定することができるものとし、当該改定の効力はすべての利用者に及ぶものとします。

附則 本規約は令和 4 年 10 月 1 日より施行する。

附則 本規約は令和 5 年 2 月 6 日より改訂施行する。

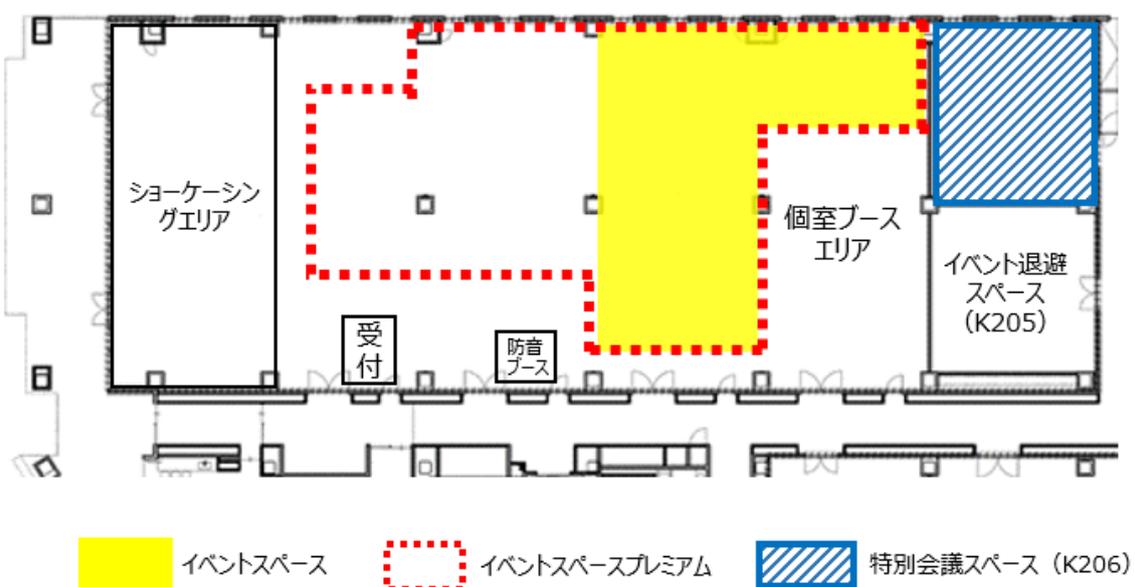
附則 本規約は令和 8 年 3 月 6 日より改訂施行する。

別表1

種別	料金（税込）
イベントスペース基本料金（5時間）	55,000円
イベントスペース延長料金（1時間あたり）	11,000円
イベントスペースプレミアム基本料金（5時間）	99,000円
イベントスペースプレミアム延長料金（1時間あたり）	19,800円
特別会議スペース（K206）	4,400円/15分 （1時間から利用可）

※各利用料金には、付属設備の利用を含みます。

別図1 イベント用スペース区分



別表2

決済手段	種類
クレジットカード	楽天カード、Visa、Mastercard、American Express、JCB、Diners Club、Discover
電子マネー	楽天Edy、交通系電子マネー（Suica・PASMO・Kitaca・TOICA・manaca・ICOCA・SUGOCA・nimoca・はやかけん）、nanaco、WAON、QUICPay、iD
QRコード決済	楽天ペイ、au PAY、PayPay、d払い、SmartCode、インバウンド決済